

議案第37号

目黒区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成27年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例の一部を改正する条例  
目黒区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成23年12月目黒区条例  
第28号）の一部を次のように改正する。

付則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、平成27年4月1日以後の期間に対応する同条例第1  
8条に規定する違約金の割合は、年5パーセントとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 違約金の割合を引き下げるため、条例改正の必要を認め、この案を  
提出します。

実務  
他で代替可  
10.75→5

資 料

目黒区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>付 則</p> <p>1 (現行に同じ。)</p> <p>2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の目黒区女性福祉資金貸付条例第10条の規定により貸付けを決定した女性福祉資金に係る利子、交付その他の取扱いについては、なお従前の例による。<u>この場合において、平成27年4月1日以後の期間に対応する同条例第18条に規定する違約金の割合は、年5パーセントとする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の目黒区女性福祉資金貸付条例第10条の規定により貸付けを決定した女性福祉資金に係る利子、交付その他の取扱いについては、なお従前の例による。</p>